

給水要望相談者 各位

水 道 工 事 課 長

電子メール等を活用した給水要望書受付手続きの開始について（お知らせ）

日頃、本市水道事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、市民サービスの向上並びに事務改善を目的として、下記内容のとおり電子メール等を活用した要望書の受付手続きを開始することとなりました。引き続き、紙面での提出についても併用して受付してまいります。是非とも電子メール等を介した手続きを活用していただきますよう、お願い申し上げます。

皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 電子メール等を活用する手続き業務と開始予定時期について

① 要望書の発行及び受付

令和 7 年 1 1 月より開始予定（令和 8 年度以降に実施する要望工事が対象となります）

② 協定書様式の発行

令和 8 年 3 月より開始予定（協定書の提出は、従来どおり紙面での提出となります）

③ 納付書発行

令和 8 年 4 月より開始予定（希望される住所へ郵送します）

2. 電子メール受付のイメージ

次頁参照

3. 電子メールでの受付ができないもの

位置指定道路など、第 3 者からの同意を必要とするものは、自署または押印が必須となるため、対象外とします。

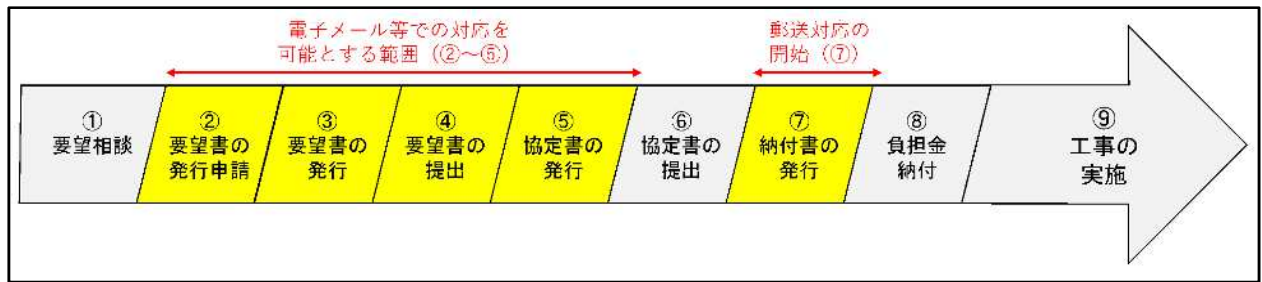
4. その他

電子メール受付手続きに関する内容等につきましては、後日、詳細が決定次第、別途お知らせいたします。

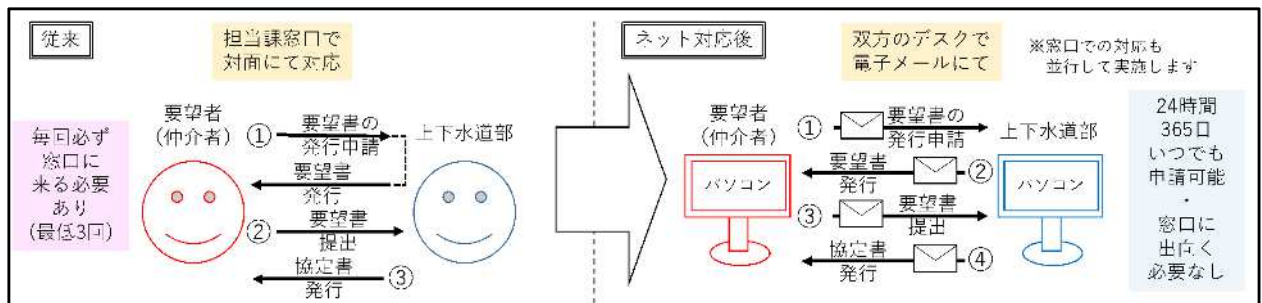
5. 問 い 合 わ せ 水道工事課 管路新設グループ TEL 053-474-7412

担当 : 長田、辻村、鈴木

【イメージ図】



- ・『要望書発行・受付』及び『協定書発行』について電子メール等での対応を開始します。
 - ・『納付書の発行』について、指定した受取人宛てに郵送する対応を開始します。
- (※「要望相談」「協定書の提出」「負担金納付」は、引き続き窓口での対応となります)



<電子メール等で手続きを行うメリット>

- ・ 手続きを進める際、上下水道部担当課の窓口に出向く手間を省くことができる
- ・ 24時間 365日いつでも「要望書の発行申請」「要望書の提出」が可能となる
(※上下水道部からの応対は、開庁日に行います)
- ・ 書式を電子データで発行・提出するため、書類の紛失リスクがなくなる